

総務課

1 平成15年度予算(案)の概要 (厚生労働省医政局)

平成15年度予定額	691億7千3百万円
平成14年度予算額	717億 1百万円
差引増△減額	△25億2千8百万円
対前年度伸率	96.5%

(注) 上記計数には、「★厚生労働科学研究費補助金133億9千8百万円(平成14年度127億5千1百万円)」は含まない。

主要施策

1. 医療安全対策の総合的推進
2. 医療情報提供の推進
3. 根拠に基づく医療(EBM)、医療のIT化の着実な推進
4. 救急医療をはじめとする地域医療の充実
5. 医療従事者の確保と資質の向上
6. 医薬品・医療機器産業の振興
7. その他

1. 医療安全対策の総合的推進

449 百万円

医療事故を未然に防止し、医療の安全を確保するため、「医療安全推進総合対策」を踏まえた総合的な医療安全対策を推進

(1) 苦情や相談等に対応するための体制の整備

118 百万円

都道府県等に設置する「医療安全相談センター（仮称）」に対して、医療に関する患者の苦情や相談等に対応する相談職員に対する専門研修や相談困難事例等の収集・分析に基づく情報提供などの総合的な支援を行うことにより、患者サービスの充実に図り、医療の安全と信頼の向上を推進する。

〔 ※ 医療安全相談センター（仮称）」における専門家等の配置等に係る経費については、地方財政措置で対応。 〕

(2) 医療安全対策に有用な情報提供の推進

22 百万円

医療現場におけるヒヤリ・ハット事例の収集範囲を全医療機関に拡大し、医療機関における医療安全対策に有用な情報提供の充実に図る。

(3) 医療機関における医療安全対策の推進

266 百万円

医療安全に有用な業務の標準化や人的資源の活用、ハイリスク領域における事故予防、医療事故発生状況の実態把握及び医療安全対策の評価に関する研究等を行い、その成果を広く情報提供することにより、医療安全対策の推進を図る。

（★厚生労働科学研究費補助金）

2. 医療情報提供の推進

54 百万円

医療機関に関する情報を提供し、患者の選択を尊重した医療の実現を図ることにより、医療の質の向上と効率化を推進

(1) 医療機関に関する情報提供の推進

28 百万円

全国の医療機関情報をインターネット（社会福祉・医療事業団のWAMNET）を通じて提供するとともに、地域の特性を踏まえた個別情報を提供することにより、患者の医療機関選択の利便を図る。

(2) 医療機関による診療情報の提供の推進

26 百万円

医療機関自らの積極的な情報提供を推進するため、情報の信頼性の確保と質の高い情報の効率的な提供のための調査研究の推進を図る。

（★厚生労働科学研究費補助金）

3. 根拠に基づく医療（EBM）、医療のIT化の着実な推進 1, 374 百万円

保健医療分野の情報化に向けてのグランドデザインを踏まえ、電子カルテシステム等の普及に努めるとともに、グランドデザインで描かれた情報技術を活用した今後の望ましい医療の実現に向けた取り組みを推進

(1) 根拠に基づく医療（EBM）の推進 265 百万円

根拠に基づく医療（EBM）が実践できるようインターネット等を利用した質の高い情報を医療関係者等に提供するためのデータベースを引き続き整備する。
(★厚生労働科学研究費補助金)

(2) 医療のIT化の着実な推進 1, 109 百万円

- 電子カルテシステム導入補助事業 528 百万円
電子カルテシステムを地域の医療機関がネットワークを組んだ形で導入することにより、地域の特性、各医療機関の専門性に応じた質が高く効率的な医療に向けた地域医療の連携を図る。
- 電子カルテ等医療情報支援システムに対する社会福祉・医療事業団融資の充実
社会福祉・医療事業団による電子カルテ等医療情報支援システムの導入に対する融資を充実し、医療のIT化を支援する。

4. 救急医療をはじめとする地域医療の充実 40, 244 百万円

医療機関相互の機能分担と連携の推進等により、救急医療をはじめとする地域医療の充実を推進

(1) 救急医療対策の推進 15, 047 百万円

- 新型救命救急センターの創設 67 百万円
救命救急センターの設置促進を図るため、30床規模を中心に運営されてきた従来の救命救急センターに加えて、10床規模による必要な機能を備えた「新型救命救急センター」を創設する。
- 救急救命士の病院実習受け入れの促進 100 百万円
救急救命士の資質の向上を図るため、病院実習の受け入れ促進措置を講ずる。
- ドクターヘリの導入促進 738 百万円
早期治療の開始と迅速な搬送による救命率の向上を図るため、ドクターヘリ（医師が同乗する救急専用ヘリコプター）事業を推進する。
- 小児救急医療の推進 1, 373 百万円
小児救急医療拠点病院等小児救急医療体制の整備を引き続き推進する。

(2) へき地保健医療対策の推進 2,600 百万円

第9次へき地保健医療計画に沿って、無医地区等の医療の確保を引き続き推進する。

(3) 医療施設等の整備 21,368 百万円

新型救命救急センター整備、医師臨床研修病院研修医環境整備等をメニュー項目に追加する。

(4) 医療計画等の推進 430 百万円

医療機関の役割分担の明確化及び病診連携等の推進を図るとともに、療養病床及び一般病床の新算定式の策定、医療計画における記載事項の拡充等の検討を行う。

(5) 歯科保健医療対策の推進 799 百万円

○ 8020運動の推進 613 百万円
歯科保健医療の向上に向けて、8020運動を引き続き推進する。

○ 健康増進事業実施者への技術的支援 186 百万円
健康増進法の施行に合わせ、健康増進事業実施者が行う歯科健診について、モデル事業を通じ技術的な支援を行う。

5. 医療従事者の確保と資質の向上 16,809 百万円

医療技術の進歩による医療の高度化、専門分化等に適切に対応できるよう医療従事者の資質の向上を図り、医療の向上に資するための施策を推進

(1) 臨床研修の推進 5,496 百万円

○ 医師臨床研修の必修化 4,398 百万円
研修施設・研修プログラムと研修医のマッチングシステムの構築、臨床研修等指導医養成講習会の充実など平成16年度の医師臨床研修必修化に向けた研修体制の整備を図る。

○ 歯科医師臨床研修の必修化 1,098 百万円
平成18年度の歯科医師臨床研修必修化に向けて研修人員の増を図る。

(2) 看護職員確保対策の推進 11,154 百万円

○ 看護師養成所2年課程（通信制）の導入促進 61 百万円
准看護師が働きながら看護師資格を取得できるようにするため、看護師養成所2年課程（通信制）の設置に対する支援を行う。

- 特定の看護専門分野の知識・技術研修の促進 330 百万円
質の高い看護職員の育成を重点的に促進するため、がん看護や感染管理など専門性の高い研修の実施に対する支援を行う。

- 医師との十分な連携に基づく看護師の活動の推進 49 百万円
新たな看護のあり方の検討を踏まえ、医師との十分な連携に基づく看護師の活動を推進するため、効果的な看護システムの開発等に関する総合的な研究を行う。
(★厚生労働科学研究費補助金)

(3) 国家試験・免許の適正・効率化の促進 55 百万円

試験問題のプール制導入に向けた取り組み（保健師、助産師、看護師）、免許登録管理システムの構築等国家試験・免許の適正・効率化を促進する。

6. 医薬品・医療機器産業の振興 12,481 百万円

国際的に魅力ある創薬環境の実現及び医薬品産業の国際競争力の強化のための具体的施策（アクションプラン）を含めた医薬品産業ビジョンの実現に向けた取り組みを推進

(1) 疾患関連たんぱく質解析プロジェクト 500 百万円

高血圧、糖尿病、がん、痴呆等の患者と健康な者との間のたんぱく質の種類・量を比較し、疾患に特有のたんぱく質を同定し、データベース化することによって、画期的な医薬品開発を支援する。

(★厚生労働科学研究費補助金)

(2) 身体機能解析・補助・代替のための機器開発プロジェクト 700 百万円

バイオテクノロジー、IT、ナノテクノロジー等の先端技術を効率的に選択し、組み合わせ、医学・工学・薬学分野を融合することによって、医療ニーズに合致した新しい医療機器の開発を推進する。

(★厚生労働科学研究費補助金)

(3) 治験活性化プロジェクト 850 百万円

国内における治験の空洞化を防ぐため、がんや循環器病などの疾患群ごとに複数の医療機関による大規模治験ネットワークを構築し、医療上必要な医薬品等の開発推進を図る。

(★厚生労働科学研究費補助金)

(4) 保健医療分野における基礎研究の推進 9,581 百万円

画期的な医薬品、医療用具の研究開発を振興するため、保健医療分野における基礎研究を推進する。

7. その他

社会福祉・医療事業団の融資（社会・援護局一括計上）

- 貸付事業（医療貸付及び福祉貸付）

貸付契約額	4, 011 億円
資金交付額	4, 005 億円
財政融資資金	3, 313 億円
自己資金等	692 億円
うち財投機関債	200 億円

- 医療貸付に係る貸付条件の改善
 - ・電子カルテ等医療情報支援システムの整備に関する融資の充実
 - ・介護老人保健施設に対する貸付条件の改善

2 平成14年度医政局補正予算の概要

○ 電子カルテシステム等の導入の推進 11,895百万円

情報化の推進を通じた医療の質の向上と効率化のため、病院における電子カルテシステム等の導入を推進する。

【(目) 医療施設等設備整備費補助金】

○ 地域医療(小児救急)の充実のための遠隔医療の推進 6,428百万円

小児救急医療の充実に向け、休日・夜間に診療を行う病院群輪番制病院などが、情報通信機器を活用し、遠隔地の中核的な病院から診療支援を受けられるよう体制の整備を図る。

【(目) 医療施設等設備整備費補助金】

○ 看護師等養成所における静脈注射実習環境の整備 781百万円

看護基礎教育段階における教育内容の向上を促進するため、看護師等養成所に静脈注射の実習に必要な設備を整備する。

【(目) 医療施設等設備整備費補助金】

合 計 19,104百万円

3 平成15年度税制改正の概要（医政局関係）

（1）医療機器関係

- ① 医療安全に資する医療機器等についての税制優遇措置の創設
〔所得税、法人税〕
 - ・ 看護業務省力化機器の範囲を見直し、医療安全に資する医療機器等について、取得価額の20%の特別償却を認める。
- ② メディカル・フロンティアに資する救急用医療機器についての特別償却制度の適用期限の延長（2年間）
〔所得税、法人税〕
 - ・ 2,700万円以上のメディカル・フロンティアに資する救急用医療機器に係る特別償却制度（20%）の適用期限の延長。
- ③ 医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長（2年間）
〔所得税、法人税〕
 - ・ 500万円以上の医療用機器に係る特別償却制度（14%）の適用期限の延長。

（2）医療提供関係

- ① 社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置の存続
〔事業税〕
- ② 医療法人に係る事業税（社会保険診療報酬以外分）の軽減措置の存続
〔事業税〕
- ③ 社会保険診療報酬の所得計算の特例の存続
〔所得税、法人税〕
- ④ 特定医療法人に係る要件の緩和
〔法人税〕
 - ・ 特定医療法人について、差額ベットに関し、全病床数に占める割合の上限を30%（現行20%）に引き上げ、平均料金の上限規制（現行5,000円）を撤廃する等の承認要件の緩和を、承認要件遵守のための所要の措置を講じた上で行う。

（3）医療施設関係

- ① 改正医療法の構造設備基準に適合した病院への建て替えに係る特別償却制度の適用期限の延長及び有床診療所への拡充
〔所得税、法人税〕
 - ・ 建替え病院用建物の特別償却の対象資産に一定の有床診療所の療養病床を加えたうえ、その適用期限を2年間延長する。
- ② 療養病床に係る割増償却制度の適用期限の延長（2年間）
〔所得税、法人税〕
 - ・ 療養型病床に係る割増償却制度（5年間8%）の適用期限の延長。

(4) その他

- ① 試験研究費の総額に係る税額控除制度の創設 [所得税、法人税]
- ・ 増加試験研究費の税額控除制度との選択制で、試験研究費総額の8～10%の控除率（試験研究費の売上金額に対する割合に応じ控除率を設定。なお、3年間の時限措置として控除率10～12%）による税額控除を認める。
- ② 産学官連携の共同研究・委託研究に係る税額控除制度の創設 [所得税、法人税]
- ・ 大学、公的研究機関等との共同試験研究及びこれらに対する委託試験研究について、これらの試験研究に係る試験研究費の額の12%相当額の税額控除を認める（3年間の時限措置として控除率15%）。
- ③ 中小企業技術基盤強化税制の拡充 [所得税、法人税]
- ・ 中小企業技術基盤強化税制について、試験研究費の総額の12%相当額の税額控除を認める（3年間の時限措置として控除率15%）。
- ④ 開発研究用設備の特別償却制度の創設 [所得税、法人税]
- ・ 一定の開発研究用設備の取得等をして、これを国内にある開発研究の用に供した場合には、その取得価額の50%相当額の特別償却を認める。
- ※ ②～④の税額控除については、当期の法人税額全体の20%相当額を限度とし、その超過額については、次年度に限り、繰越控除を認める。
- ⑤ PFI事業の推進を図るための税制上の所要の措置 [不動産取得税、固定資産税、都市計画税]
- ・ 民間の資金や人材、技術等を効率的に用い、国による公共事業に代わって公的インフラの整備・有効活用を促進し、かつ景気対策にも資するPFI事業に関し、その形態、進展等を踏まえ、税制上の必要な措置を引き続き検討する。
- ⑥ 産業活力再生特別措置法の抜本強化に伴う税制上の所要の措置 [所得税、法人税、登録免許税、不動産取得税]
- ⑦ IT投資促進税制の創設 [所得税、法人税]
- ・ 電子計算機本体及び周辺機器の取得価額の合計額が600万円以上（資本金3億円以下の法人については、140万円）となる場合の当該設備、及び取得価額の合計額が600万円以上（資本金3億円以下の法人については、70万円）となるソフトウェアについて、取得価額の10%相当額の税額控除と取得価額の50%相当額の特別償却との選択適用を認める。
 - ・ また、資本金3億円以下の法人については、リース契約期間が4年以上で、電子計算機本体及び周辺機器の取リース費用の合計額が200万円以

上となる場合の当該設備、及び100万円以上となるソフトウェアについて、リース費用の総額の60%相当額について10%相当額の税額控除を認める。

平成15年度税制改正関係資料（医政局）

（事業税）

○社会保険診療に係る事業税の非課税

社会保険診療については、事業税は非課税とされている。

○医療法人に係る事業税率の軽減

医療法人に係る社会保険診療以外の収入については、軽減税率が適用されている。

	社会保険 診療報酬	自由診療、公害、労災、自賠責、 予防接種、健康診断等
個人	非課税	標準税率による課税
医療 法人	非課税	軽減税率による課税 所得区分 400万円以下の部分 5.0%（通常 5.0%） 400万円超800万円以下の部分 6.6%（通常 7.3%） 800万円超の部分 6.6%（通常 9.6%）

（所得税・法人税）

○社会保険診療報酬における概算経费率制度

医業・歯科医業を営む個人又は医療法人は、社会保険診療報酬に係る所得計算において、その金額が5,000万円以下の場合、実際の経費に代えて以下の概算経费率を適用することができる。

所得区分		経费率
250万円以下の部分		72%
250万円超	300万円以下の部分	70%
300万円超	400万円以下の部分	62%
400万円超	500万円以下の部分	57%
500万円超の部分		適用なし

○特定医療法人に係る法人税率の軽減措置

差額ベッドの割合が30%以下であること、社会保険診療報酬等の割合が80%以上であること等を満たし、医療の普及及び向上、社会福祉への貢献等、公益の増進に著しく寄与し、かつ、公的に運営されているものとして財務大臣の承認を受けた医療法人は、特定医療法人として法人税率が22%に軽減（医療法人の法人税率は、営利法人と同じ30%）。

○医療に関する特別償却制度

<機器に係るもの>

① 医療用機器に係る特別償却制度(H15.4.1~H17.3.31)

医療保健業を営む者が500万円以上の医療用機器を取得した場合、取得初年度に14%の特別償却。

② メディカル・フロンティアに資する救急用医療機器に係る特別償却制度(H15.4.1~H17.3.31)

2,700万円以上の

A 心疾患強化治療室用として、超音波診断装置及び生体情報モニタ

B 脳疾患強化治療室用として、超音波式経頭蓋血流測定装置及び生体情報モニタ

を取得した場合、取得初年度に20%の特別償却。

③ 看護業務省力化機器に係る特別償却制度(~H15.3.31)

平成15年度税制改正にて、対象機器の範囲を見直し、医療安全に資する機器に係る特別償却制度に統合された。

④ 医療安全に資する機器に係る特別償却制度 (H15.4.1~H17.3.31)

人工呼吸器、シリンジポンプ、輸液ポンプ、特殊寝台（低床タイプ）等の機器を取得した場合、取得初年度に20%の特別償却。

⑤ IT投資促進税制 (H15.4.1~H18.3.31)

下記の要件を満たす電子計算機及び周辺機器又はソフトウェアを取得した場合、取得価額の10%の税額控除と50%の特別償却の選択適用。（リースの場合は、取得価額の60%の10%相当額）

(IT投資促進税制の適用のための要件)

購入か リースか	資本金	取得物	取得価額
購 入	3 億円超	電子計算機及び周辺機器	6 0 0 万円以上
		ソフトウェア	6 0 0 万円以上
	3 億円以下	電子計算機及び周辺機器	1 4 0 万円以上
		ソフトウェア	7 0 万円以上
リース (4年以上 の契約)	3 億円以下	電子計算機及び周辺機器	2 0 0 万円以上
		ソフトウェア	1 0 0 万円以上

<建物に係るもの>

① 療養病床に係る割増償却制度(H15. 4. 1~H17. 3. 31)

療養病床用建物を取得した場合、取得後5年間にわたり8%の割増償却。

② 改正後の医療法の構造設備基準に適合した病院への建替えに係る特別償却（建替え病院用建物の特別償却）制度(H15. 4. 1~H17. 3. 31)

改正後の医療法の構造設備基準に適合する病院用建物又は有床診療所用建物(建替えによるものに限る。)について、一定の要件の下に、基準取得価額の15%を特別償却。

○医薬品産業に関連する税制措置

① 増加試験研究費の税額控除

試験研究費の額が前年度及び前々年度の額を超えており、かつ、過去5年のうち多い方から3年間の平均額を超える場合には、その超える金額の15%相当額を税額控除。

② 試験研究費の総額に係る税額控除

増加試験研究費の税額控除制度との選択制による、試験研究費総額の8～10%の控除率による税額控除。3年間の時限措置として控除率10～12%。

③ 産学官連携の共同研究・委託研究に係る税額控除

大学、公的研究機関等との共同試験研究及びこれらに対する委託試験研究について、これらの試験研究に係る試験研究費の12%相当額の税額控除。3年間の時限措置として控除率15%。

④ 中小企業技術基盤強化税制

中小企業技術基盤強化税制について、試験研究費の総額の12%相当額の税額控除。3年間の時限措置として控除率15%。

⑤ 開発研究用設備の特別償却

一定の開発研究用設備を取得等して、これを国内にある開発研究の用に供した場合には、その取得価額の50%相当額の特別償却。

⑥ 産業活力再生特別措置法の抜本強化に伴う税制上の所用の措置

- ・ 事業再構築計画の認定を受けた事業者（認定事業者）が保有する長期保有資産の買換えに伴う譲渡益について圧縮記帳を認める。
- ・ 認定事業者が他の認定事業者と共同で会社を設立する場合に行われる現物出資に伴う譲渡益について課税の繰延べを認める。
- ・ 認定事業者が行う設備廃棄による欠損金額について、欠損金の繰越期間を通常の5年から7年に延長することを認める。
- ・ 認定事業者が計画にしたがって行う登記に係る登録免許税を軽減する。（株式会社等で0.7%から0.35%）

※ 下線は今回の変更点。